法人の刑事責任

Dr Alexander Ressos, TEP
Attorney-at-Law (Switzerland and Germany),
Solicitor (England & Wales and Hong Kong)
Of Counsel, KGP Legal LLC
alexander.ressos@kgplegal.com.sg
www.ressos.com.sg

「人」としての会社

シンガポールの刑事法には、会社の刑事責任を専門に定める一般規定はありません。会社は定義規定を通じて刑事法の適用対象となります。1965年解釈法（Interpretation Act 1965）は、「person」および「party」には「法人格の有無を問わず、あらゆる会社、社団または人の団体」が含まれると定めています。刑法（Penal Code）も同趣旨の独自の定義を置いています。「『人』という語には、法人であるか否かを問わず、あらゆる会社、社団または人の団体が含まれる。」[1] 刑法は1860年のインド刑法典に由来し、その歴史は第B部第I章でたどったとおりです。そのため、この定義は植民地時代からシンガポールの刑事法の一部となっています。

その結果、会社は原則として、重婚や拘禁刑のみが科される犯罪のように性質上人間の身体を必要とするものを除き、あらゆる犯罪を犯しうることになります。汚職、詐欺（cheating）、刑事上の背任、会計の改ざん、マネーロンダリングは、いずれも会社が犯しうる犯罪です。実務上の問題

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

は、帰属と処罰にかかわります。すなわち、誰の行為と誰の心理状態が会社のものとみなされるのか、そして拘禁することのできない主体に対して裁判所がどのような制裁を科すことができるのか、という問題です。

「指揮する意思」から帰属ルールへ

コモン・ローの伝統的な答えは同一視理論（identification doctrine）です。*Tesco Supermarkets Ltd v Nattrass*事件において、貴族院は1971年、会社の指揮する頭脳と意思（directing mind and will）を代表する者の行為のみが会社自身の行為として扱われると判示しました。リード卿は、そのような者について「その者は会社として行動しているのであり、その行為を指揮するその者の頭脳は会社の頭脳である」と述べました。[2] この理論は、大規模な組織を保護するものだと批判されてきました。上級経営陣が自ら犯罪を犯すことはまれであり、実際に犯罪を犯す管理職は、多くの場合、指揮する頭脳とみなされるには地位が低すぎるからです。

枢密院は1995年にこのアプローチを洗練させました。ニュージーランドからの上訴である*Meridian Global Funds Management Asia Ltd v Securities Commission*事件において、ホフマン卿は、会社は帰属ルールを通じてのみ行動すると説明しました。帰属ルールとは、定款に定められた第一次的ルール、代理および使用者責任に関する一般的ルール、そして裁判所が特定の法定規定についてその目的に応じて形成する特別のルールです。ホフマン卿はこの点を、その後多くのコモン・ロー諸国の裁判所で引用されることになる一文に要約しました。「実際には、会社そのもの、すなわち物自体（ding an sich）なるものは存在せず、存在するのは適用されるルールだけである。」[3]

シンガポール控訴院は*Meridian*の枠組みを採用しました。2014年4月30日に判決が下された*Ho Kang Peng v Scintronix Corp Ltd*事件では、裁判所が「実質的には賄賂」と評した支払を会社に行わせた元最高経営責任者が、自身の認識および他の管理職の認識が会社に帰属されるべきだと主張しました。

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

裁判所は、ホフマン卿による帰属ルールの3つの類型を適用しました。裁判所は「directing mind and will」という表現を「便宜的なラベルにすぎない」と位置づけ、問題となっている目的のためにどの帰属ルールが適用されるかを問いました。[4] この事件は会社が元取締役を相手に提起した民事訴訟でしたが、帰属に関するその論理は、会社が管理職の行為について刑事責任を負うかどうかが問題となる場合にも同様に当てはまります。

裁判所はまた、会社に賄賂を支払わせる取締役は、たとえ短期的な金銭的利益を目的としている場合であっても「会社の利益のために行動していない」とし、そのような支払は「一見して不適切であり、実に違法である」と判示しました。[5] この点は、法人に対する法執行にとって2つの方向で重要です。会社は、管理職による贈賄が会社の利益になるものであり、したがって授権されていたと主張することが容易ではありません。他方、管理職は、会社が後に損失の回復を求めてきたときに、会社の陰に隠れることができません。

法定の帰属と役員の責任

いくつかの法律は、不確実なコモン・ロー上の基準を個別のルールに置き換えています。金融セクターにとって最も重要なのは、一般にCDSAと呼ばれる1992年汚職・麻薬取引その他の重大犯罪（利益没収）法（Corruption, Drug Trafficking and Other Serious Crimes (Confiscation of Benefits) Act 1992）です。同法第73条は、実際の権限または表見的な権限の範囲内で行動する取締役、従業員または代理人の行為および心理状態を、法人に帰属させることができると定めています。[6] この規定は、帰属の範囲を取締役会や上級経営陣よりもはるかに下の階層にまで広げています。そのため、顧客の詐欺による収益であることを知りながらそれを取り扱うリレーションシップ・マネージャーは、銀行そのものをマネーロンダリングの訴追にさらすおそれがあります。

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

同法は逆の方向にも作用します。第80条によれば、法人が犯した犯罪が役員の同意もしくは黙認の下で行われたこと、またはその過失に起因することが証明された場合、「法人とともに当該役員も当該犯罪について有罪とする」とされています。第3項および第4項は、このルールをパートナーおよび法人格のない社団の役員にも及ぼしています。[7] 役員の責任に関する同様の条項は、第E部第I章で説明するシンガポール金融管理局が所管する法律を含め、多くの規制法に見られます。こうして法人の責任と個人の責任は結び付けられています。会社の訴追は、しばしば過失を理由とする取締役の訴追への扉を開くのです。

刑罰とその限界

有罪判決を受けた会社に科しうる刑罰は、罰金、没収およびそれらに付随する命令です。一般的な汚職防止法の罰金は、国際的な水準からみて低額です。1960年汚職防止法（Prevention of Corruption Act 1960）第5条および第6条は、10万シンガポールドル以下の罰金もしくは5年以下の拘禁刑、またはその併科を定めています。第7条は、事案が政府または公的機関との契約にかかわる場合、拘禁刑の上限を7年に引き上げています。会社にとって意味を持つのは罰金のみです。第13条は、利益供与の額に相当する制裁金を追加しています。裁判所は他のいかなる刑罰に加えてもこれを命じなければならず、この制裁金は罰金として回収することができます。[8]

CDSAのマネーロンダリング罪は、さらに広い範囲に及びます。第50条、第51条、第53条または第54条に基づいて有罪判決を受けた法人は、100万シンガポールドルまたは関係する利益の価額の2倍のいずれか高い額以下の罰金に処せられます。第55A条は、例えば取決めを確認するための合理的な措置を講じなかった場合のように、疑わしい状況において他人が犯罪利益を保持するのを幇助する行為を処罰するもので、個人以外の者については同じ上限が適用されます。[9] 利益の価額との連動により、裁判所は犯罪の規模に比例した尺度を得ることができます。ただし、米国の実務で一般的な利益の数倍という水準には達していません。

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

管轄権もまた1つの限界です。汚職防止法第37条は、同法に基づく犯罪をシンガポール国外で犯したシンガポール国民は「当該犯罪がシンガポール国内で犯されたものとして取り扱うことができる」と定めています。[10] 会社については、同法が国民について規定しているため、状況はそれほど明確ではありません。以下で論じる事件では、汚職のスキームはシンガポールから組織され、資金が支払われていました。これにより、影響がブラジルに及んだ行為について、シンガポールの裁判所に属地的な連結点が与えられました。

実務における訴追

シンガポールの汚職防止機関である汚職行為調査局（Corrupt Practices Investigation Bureau、CPIB）は、主として民間部門の事件を扱っています。デズモンド・タン上級国務相によれば、同局が捜査した汚職犯罪で2025年に訴追された90人のうち84人が民間部門の出身でした。トランスペアレンシー・インターナショナルの2025年腐敗認識指数において、シンガポールは180か国中3位、アジア太平洋地域では1位にランクされました。[11]

会社自体に対する起訴は、取締役や従業員に対する起訴に比べればなお少ないものの、実際に行われています。例えば2026年10月26日には、ある保守管理会社が、元取締役と共謀してタウンカウンシルの管理代行会社の管理職に5万シンガポールドルの賄賂を贈ったとされる件で、汚職防止法第7条および第31条とあわせて読まれる第6条(b)に基づき起訴されました。[12] この事件はありふれたものですが、まさにそこに意味があります。国内の事案では、取締役を通じて賄賂を支払った会社は、特別な手続を経ることなく、通常どおり取締役とともに訴追されるのです。

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

よくある誤解

拘禁できるのは個人だけであるため、シンガポールは会社を犯罪で訴追できないと言われることがあります。しかしシンガポール法は、常に会社を犯罪を犯しうる「人」として扱ってきました。だからこそCPIBは定期的に会社を起訴しているのです。実際の制約は、帰属、罰金の水準、そして国外で行われた行為の立証にあります。

注

1. Interpretation Act 1965, s 2(1)、「person」の定義（lawplayer.comに掲載された条文による、2026年11月最終閲覧。Singapore Statutes Online上の公式条文が優先する）；Penal Code 1871, s 11（lawplayer.comに掲載された条文による、2026年11月最終閲覧）。 ↩
2. *Tesco Supermarkets Ltd v Nattrass* [1971] UKHL 1, [1972] AC 153 (House of Lords), per Lord Reid；店長は会社の指揮する頭脳の一部ではなく、会社は無罪とされた（Wikipedia, “Tesco Supermarkets Ltd v Nattrass”, 2026年11月最終閲覧）。 ↩
3. *Meridian Global Funds Management Asia Ltd v Securities Commission* [1995] UKPC 5, [1995] 2 AC 500, 1995年5月26日判決, per Lord Hoffmann（Wikipedia, “Meridian Global Funds Management Asia Ltd v Securities Commission”, 2026年11月最終閲覧）。 ↩
4. *Ho Kang Peng v Scintronix Corp Ltd (formerly known as TTL Holdings Ltd)* [2014] SGCA 22, Court of Appeal, 2014年4月30日（Sundaresh Menon CJ, Chao Hick Tin JA, V K Rajah JA）, [32], [47]–[50]（elitigation.sg, 2026年11月最終閲覧）。 ↩
5. *Ho Kang Peng v Scintronix Corp Ltd* [2014] SGCA 22, [40], [44]。 ↩

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

6. Corruption, Drug Trafficking and Other Serious Crimes (Confiscation of Benefits) Act 1992, s 73（lawplayer.comに掲載された条文による、2026年11月最終閲覧）。 ↩

7. CDSA, s 80(1), (3) and (4)（lawplayer.comに掲載された条文による、2026年11月最終閲覧）。 ↩

8. Prevention of Corruption Act 1960, ss 5, 6 and 7（lawplayer.comに掲載された条文による、2026年11月最終閲覧）；CPIB, “Company Charged for Alleged Corruption Involving Town Council Contract”, 2026年10月26日, cpib.gov.sg、第6条および第7条に基づく刑罰を再掲；Prevention of Corruption Act 1960, s 13（lawplayer.comに掲載された条文による、2026年11月最終閲覧）。 ↩

9. CDSA, ss 50(7), 51(7), 53(7) and 54(7)；個人については、50万シンガポールドル以下の罰金もしくは10年以下の拘禁刑、またはその併科（ss 50(5), 51(5), 53(5), 54(5)）（lawplayer.comに掲載された条文による、2026年11月最終閲覧）；CDSA, s 55A(6)（lawplayer.comに掲載された条文による、2026年11月最終閲覧）。 ↩

10. Prevention of Corruption Act 1960, s 37（lawplayer.comに掲載された条文による、2026年11月最終閲覧）。 ↩

11. Address by Senior Minister of State Desmond Tan at the Anti-Corruption Partnership Network Event 2026, 2026年9月18日, cpib.gov.sg：「Singapore ranked third out of 180 countries in the Transparency International Corruption Perceptions Index 2025」；CPIBが捜査した汚職犯罪で2025年に訴追された90人のうち、84人が民間部門の出身であった。 ↩

12. CPIB, “Company Charged for Alleged Corruption Involving Town Council Contract”, 2026年10月26日, cpib.gov.sg：Atlas Maintenance Pte Ltdが、PCA第7条および第31条とあわせて読まれる第6条(b)に基づく1件の罪で起訴された；2023年2月に当時の取締役と共謀して5万シンガポールドルの賄賂を贈ったとされる。 ↩

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

Disclaimer

This article is provided for general information only. It is based on publicly available sources as at its date of publication. These sources have not been independently verified against licences, regulatory registers or the records of the entities concerned. It is not legal, tax, financial or investment advice. Nor is it a recommendation to invest in, transact with or use the services of any entity mentioned. Law and regulation change frequently, so the content may be incomplete or outdated. To the fullest extent permitted by law, Dr Alexander Ressos and the publisher of SingaporeIQ exclude all liability for loss or damage arising from the use of or reliance on this article. Readers should obtain advice on their specific circumstances before acting or refraining from action.

Names and trademarks of the entities discussed belong to their owners and are used for identification only. Their mention implies no endorsement, affiliation or allegation of wrongdoing. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. Corrections and updates: contact@ressos.com.

© 2026 Dr Alexander Ressos. This article may be quoted with attribution to SingaporeIQ (SingaporeIQ.com). Reproduction in full and any commercial use require prior written consent. The Legal Terms at https://singaporeiq.com/legal-terms apply.

Author contact: Dr Alexander Ressos, TEP · contact@ressos.com